

○福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則

昭和五十五年十一月二十九日

福岡県規則第五十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例（昭和五十五年福岡県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平二五規則七・平二九規則一二・一部改正）

(業務及び定員)

第二条 福岡県障がい者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）は、障がいのある人の自立訓練その他必要な支援及び治療を行う。

2 入所者の定員は、百人とする。

（昭六一規則三四・全改、平一五規則一八・平二五規則七・平二九規則一二・一部改正）

(利用資格)

第三条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で自立の見込みがあるものとする。ただし、特に指定管理者が認めるときは、この限りでない。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する障害者であって、法第二十二条第八項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの
- 二 満十八歳以上の者
- 三 常時の介護を要しない者

（昭六一規則三四・平一七規則七一・平二五規則七・一部改正）

(利用期間)

第四条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）の利用期間は、二年とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、援護の実施機関（以下「援護の実施機関」という。）と協議のうえ、その期間を短縮し、又は延長することができる。

（昭六一規則三四・平一五規則一八・平一七規則七一・平二五規則七・一部改正）

(利用手続)

第五条 センターを利用しようとする者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定に基づく市町村の委託により入所する者を除く。）は、指定管理者とセンターの利用に関する契約を締結しなければならない。

2 利用者は、利用の際に次の各号に掲げる書類を指定管理者に提出しなければならない。

一 履歴書

二 健康診断書

（平一五規則一八・平一七規則七一・平二五規則七・一部改正）

(利用者の義務)

第六条 利用者は、自立訓練に専念するとともに、条例、この規則及び条例第八条の規定に基づき知事と指定管理者が協議して定める規定を遵守し、利用者としての品位を傷つけるような行為をしてはならない。

（昭六一規則六一・旧第七条繰上、平一五規則一八・平一七規則七一・平二五規則七・一部改正）

(弁償)

第七条 利用者は、故意又は過失によりセンターの設備又は物品等を亡失又は損傷したときは、その相当額を弁償しなければならない。

（昭六一規則六一・旧第八条繰上、平二五規則七・一部改正）

(申請書及び添付書類)

第八条 条例第六条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第六条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類
二 団体の財務状況に関する書類
三 その他知事が必要と認める書類

（平一七規則七一・全改）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

（福岡県身体障害者福祉センター規則の一部改正）

2 福岡県身体障害者福祉センター規則（昭和三十七年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（昭和六一年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則及び福岡県身体障害者授産指導所規則の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

附 則（平成一五年規則第一八号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中福岡県授産指導所規則第三条、第四条第二項及び第六条の改正規定並びに第二条中福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則第三条、第四条及び第五条第一項の改正規定並びに第五条第二項の改正規定（「事業団」を「指定管理者」に改める部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福岡県身体障害者授産指導所規則第五条及び第九条の規定並びに福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則第六条及び第八条の規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成二五年規則第七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第一二号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（「障害者」を「障がいのある人」に改める部分に限る。）は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第8条関係)

指定管理者指定申請書	
年 月 日	
福岡県知事殿	
(申請者)	
事務所の所在地	
社会福祉法人の名称	
代表者氏名	
福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話 () — ファックス() —